

# 青梅市チャージスポット設置に関する連携協定

令和2年6月30日

## 青梅市チャージスポット設置に関する連携協定

青梅市（以下「甲」という。）、株式会社モバイルステーション（以下「乙」という。）および株式会社INFORICH（以下「丙」という。）は、モバイルバッテリーシェアリングサービス（スマートフォン用充電器を有料で貸し出すサービスをいう。以下同じ。）に必要なチャージスポット（バッテリーの保管、貸出、返却、充電等ができるデジタルサイネージを有するものをいう。以下「本スポット」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の所管する施設（以下「市有財産」という。）において住民サービスの向上を図るため、本スポットの設置に関する甲、乙および丙の連携に必要な事項を定めることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲は、丙が提供し、乙が設置する本スポットの設置場所について市有財産を無償で使用させるものとし、乙に対し、本スポットにおいて広告映像を掲載することを許可する。

2 乙は、本スポットを設置し、丙への連絡対応等保守サービスを提供するとともに、甲が設置機器の電気容量にもとづき算出した額（以下「負担金」という。）を甲（甲が指定する指定管理者を含む。）の指定する方法により支払う。

3 丙は、本スポットに関する機器を次に掲げるところにより、提供する。

(1) 震度6以上の地震が発生したときは、合理的に可能な範囲において、モバイルバッテリーシェアリングサービス利用者に対してバッテリーの無償貸与を実施する。

(2) 震度7以上の地震が発生したときは、合理的に可能な範囲において、住民に対するバッテリーの無償提供を実施する。

### （設置施設）

第3条 本スポットの設置施設は、市役所その他の市有財産とし、協議の上決定する。

(負担金)

第4条 乙は、負担金について、甲（甲が指定する指定管理者を含む。）が指定する日までに支払うものとし、支払先および金額については、別に定めるものとする。

(掲載できる広告)

第5条 本スポットに掲載できる広告映像は、次に該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝にかかるもの
- (3) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青梅市長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

(維持管理等)

第6条 本スポットの維持管理、故障対応等は、乙または丙が実施するものとする。

(施設利用者等への損害賠償)

第7条 丙は、本スポットの事故等により、施設利用者等に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第8条 甲は、設置された本スポットの盗難またはき損について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙または丙いずれかより申出がない限り、本協定は同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(原状回復)

第10条 乙は、前条に定める協定期間が満了したときは乙の負担により、設置した本スポットを撤去し、設置施設を原状に回復した後、甲に返還

しなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲、乙および丙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年6月30日

甲 青梅市  
代表者 青梅市長 浜 中 啓 一

乙 東京都青梅市友田町2丁目759番地の1  
株式会社モバイルステーション  
代表取締役 酒 井 透

丙 東京都渋谷区神宮前6丁目31番15号 A-6A  
株式会社INFORICH  
代表取締役 秋 山 広 宣